

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市
条例第58号）（教育委員会事務局指導部学校指導課）

高等学校の授業料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしまし
た。

区 分		金額（1年につき）	
		改正前	改正後
全 日 制		115,200 円	118,800 円
定 時 制	全 単 位	14,400	15,000
	1 単 位	850	900

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前に高等学校に入学した者に係る授業料については、なお従前の例に
よることとしています。

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第58号

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1高等学校の項中「115,200」を「118,800」に、「14,400」を「15,000」に、「850」を「900」に改める。

別表第2高等学校の項中「46,080」を「47,520」に、「23,040」を「23,760」に、「5,760」を「6,000」に、「2,880」を「3,000」に、「340」を「360」に、「170」を「180」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に高等学校に入学した者に係る授業料については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)